

の債権の解消ができるように協力し合っている。なお、さまざまなケースの中で、福祉部署との連携も必要だと考えており、全庁的により高度で密なる連携を研究していきたいと考えている。

◆市長の政治姿勢について

Q 本年度の予算執行の見込みにおいて、重要施策をどう自己評価するか。

A 2月議会において、「限られた財源を有効かつ効率的に配分し、政策課題の具体化、計画の実現に取り組む。」と説明した。この方針に沿って、因島南中学校や浦崎認定こども園の建設、御調東部上水道拡張事業等を実施している。また、音楽によるまちづくりや囲碁サミットの開催などのソフト事業にも力を注いでいる。さらに、市民病院附属瀬戸田診療所の開設や多くの雇用対策事業、補正予算でお願いした地域活性化・経済危機対策事業にも積極的に取り組んでいるところである。いずれにしても、本年度の重要施策については、着々と実行していると考えている。

◆ふるさと納税制度について

Q ふるさと納税制度を今後どのように活用し、取り組むのか。

A 昨年度は東京を中心とした尾道サポーターの会をはじめとする市外在住の皆様や、尾道在住の皆様も含めて106人の方から819万円もの貴重な浄財を「ふるさと尾道への熱い思い」としてご寄附いただいた。誠にありがたいことだと思っている。本市においては、寄附の活用分野を指定される場合、総合計画に定めてある「笑顔が集う交流の輪づくり」、「地域産業の元気づくり」等7つの政策目標の中から1つを選択していただいている。政策目標は抽象的なフレーズなので、属する各事業分野についても、観光、産業、芸術、教育、福祉等として備考欄へ具体的説明を加えて寄附者の意向をお伺いしている。

◆雇用を取り巻く情勢について

Q 尾道流通団地3工区への企業立地により、新たな雇用創出がどの程度見込まれるか。

A 今年度3社の工場や物流施設が完成し、現在33社が操業中である。約1,000名が就業しており、今年度末には、1,400名程度になる見込みである。また近い将来、2期工場の建設を予定している企業も数社あり、尾道流通団地全体で、さらに500名以上の雇用の創出を見込んでいる。

◆児童虐待について

Q 相談窓口体制や夜間対応などはどのようにになっているか。また、継続的な関係者への対応はどのようにになっているか。

A 専門的知識をもった家庭児童相談員を子育て支援課と因島福祉課へ配置し、対応している。夜間の対応についても関係職員に連絡が入るようにしている。継続的な対応については、広島県東部こども家庭センターとの連携を図り、家庭児童相談員を中心に、保育所、学校などとも連携し、児童の見守り等を続けている。必要な場合は「尾道市要保護児童対策地域協議会」の個別サークル検討会議を開催し、関係機関と連携を図っている。

Q 本市における児童虐待の現状をどのように分析しているか。また、今後の課題をどのように考えているか。

A 本市の虐待は身体的虐待と保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が大きな比重をしめ、年齢的には小学生以下が多いのが現状である。今後も、「尾道市要保護児童対策地域協議会」で地域の保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関との連携強化をはかり、児童虐待防止に努めていく。

◆ごみの収集・分別状況について



尾道市クリーンセンター

Q 地域ごとに分かれている分別方法を今後も続けるのか。あるいは統一するのか。

A 合併地域を含め、基本分別は統一されていると考えている。分別の詳細部分については、合併前からの収集方法により違いがあると認識している。ごみの分別については、新年度から今後の高齢者社会をベースにおいた、新たな方法を検討したいと考えている。

Q 今後の焼却施設のあり方について、市長の所見は。

A 今年度、廃棄物処理施設建設検討委員会を、4回開催した。処理施設については、旧尾道市を中心とした1カ所、因島を中心とした1カ所の2カ所で処理することを決定している。来年度からは、どのような方法で処理すべきか、コスト・補助制度・処理方式等、さまざまな方向から検討したいと考えている。

◆市営住宅について

Q 今後の単身世帯数の増加に伴う市営住宅のあり方についてどのように考えているか。

A 高齢単身世帯・若年単身世帯とも、今後増加していくものと認識しており、単身世帯の入居可能な住宅の供給は必

要であると考えている。現在の市営住宅建設においては、約半数を小家族・単身者向けとして整備しているため、その割合は増加していくものと考えている。

Q 現在の住宅において単身世帯が入居できる戸数を増やす考えはないか。

A 公営住宅法の規定により入居資格に原則60歳以上の年齢制限があり、単身入居可能戸数を増やすことがそのまま若年単身の入居増にはつながらないと考え、年齢制限のない御調町・瀬戸田町については、応募状況を見ながら枠の拡大も含めて研究していく。

◆事業仕分けの導入について

Q 全庁的な事業と新規主要事業に限定して、第3者も入れた「事業仕分け」を導入してはどうか。

A 事業仕分けは、行財政改革を行う上で、有効な手法の一つであると認識している。昨年度実施した事務事業の総点検は、事業仕分けとほぼ同様の内容であり、今後も、現在の手法を基本として行財政改革に取り組んでいく。

◆都市計画税について

Q 課税について、再度市民へ周知する必要があると考えるが、具体的な計画はあるか。

A 平成21年度では、すべての方の納税通知書に課税区域の図面及び都市計画税の概要についてのチラシを同封し、お送りした。また、本市ホームページでは、課税や用途地域等に関して、より詳細な説明を行っている。広報のみちについても、平成20年度には3回、平成21年度についても6月号、12月号に都市計画税の目的、概要等について掲載し、今後は、1月号に税額の計算方法について掲載を予定している。各地区への説明としては、平成20年度以降、区長会役員の方などへ課税区域や税の内容等についての説明を行ったところである。今後は、平成22年2月に尾道・向島・因島地区で開催される「なんでもナンデモ一日相談」での出張相談を行うこととしている。平成22年度では、納税通知書に新たに課税となることをお知らせする文書及び課税区域図面を同封し、送る予定としており、納税者の皆様にご理解いただけるよう、引き続き広報・周知に努めていきたいと考えている。

◆景気停滞が続く中、緊急に求められる市内業者の仕事づくり・雇用・失業者対策などについて

Q 仕事づくりで効果の大きい「住宅リフォーム助成制度」を実施する考えはあるか。

A 本市では、広く一般の中小企業者に対して、中小企業融資制度における信用保証料補助やマルケイ資金利用者

への利子補給など金融面での手厚い支援を他市に先んじて実施しており、これらの制度とのバランスも考慮したうえで引き続き研究していく。また、国では住宅版エコポイントの実施も検討されており、その動向を注視していく。

◆教育問題について

Q 特別支援教育の支援員配置や「ことばの教室」の充実など軽度発達障がい児に対する取組を強化していくべきだと思うが、どのように考えているか。

A 現在、本市の特別支援教育支援員については、全校一律の配置ではなく、各学校からの要望に基づき、複数名配置などできるだけ各学校の状況や課題に応じて配置をするという方針です。したがって、今後も学校からの要望があれば、指導主事等の学校訪問による児童生徒のきめ細かな実態把握等により、適正に対応していきたいと考えている。次に、因島地域の通級指導教室、いわゆる「ことばの教室」については、言語障がいや学習障がい、情緒障がいや自閉症などのうち軽度な発達障がいの子どもの実態に応じて、県教育委員会が認可するものである。現在、市教育委員会においては、設置申請に係る子どもの状況や学校の体制などを校長や保護者から聴取し、実態の把握に努めているところである。また、その結果を踏まえ就学指導委員会を開催し、委員会の意見を参考にして、県教育委員会に設置認可の申請を行っている。今後も、引き続き実態の把握に努めるとともに、状況に応じて就学指導委員会を開催し、設置認可の申請に向けた取組を継続していく。

◆経済の状況について

Q 税収減や対策事業の財源捻出等、市財政にも多大な影響があると推察するが、税収の確保・各種事業計画の見直しなど、どのような対応策を考えているか。

A 企業収益の減少や雇用情勢の悪化は、税収にも大きく影響するものと憂慮している。職員数の縮減などによる人件費の抑制、事務事業の見直し、経常的な経費の縮減、不要な資産の売却などをこれまで以上に進め、新市建設計画の見直しも含めて大胆に取り組んでいく。また、来年度の新規事業については、予算編成に先立って事前評価を実施し、事業の費用対効果や必要性を勘案し、優先順位付けを行うといった新たな試みにも着手している。厳しい経済環境の中で、安定した行政運営が行えるよう、しっかりと対応していく。

◆学校等の耐震化について

Q 国庫負担金を活用すれば、6%の

負担で耐震化工事が可能と推察するが、実施する考えはあるか。

A 今年度は、財政的には有利となっている。しかしながら、耐震補強設計の社団法人広島県建築士事務所協会建築物耐震診断等評価委員会の審査に時間を要し、耐震補強工事に取り掛かることができない状況にある。今後、こうした有利な制度の継続を要望しつつ、来年度以降も、設計の審査の進捗状況及び財政状況をみながら、学校等施設の耐震化を進めていきたいと考えている。

■決算特別委員会での審査 (主な内容)

◆代表監査委員に対する質問

Q 市の財政規模と今後の元利償還額の推移から見て、新年度の市債の発行限度額はどの程度に抑えるべきと考えるか。

A 来年度の市債発行額は今年度の額を下回るようにしてほしいが、具体的な数字は出せない。

Q 緊急性が求められる施策の財源に各種基金を活用することについてどう考えるか。

A 基金は中・長期的な財政運営の中で、できるだけ取り崩さない安全な運用を図ることが原則であり、緊急の場合でも、国や県の支出に合わせるべきで、基金を活用できるのか疑念もある。

Q 突出して大きい固定資産税と個人市民税の収入未済額の回収と滞納の未然防止の対策、その他の債権に関して個々のケースに応じた有効な徴収方法の工夫について具体的な策があるか。

A 納税案内センターがますます機能を発揮するよう期待している。滞納の未然防止は決め手がないが、市営住宅の家賃、保育所の保育料など、それぞれの担当課で対応しているものを、一本にまとめて滞納整理したほうがいいのではないかと思う。

◆一般会計決算の審査

Q 不納欠損額が昨年比117%に増加している要因について聞きたい。

A 事業閉鎖をした大口の滞納がある法人に係る競売があり、市税に優先する債権にすべて配当され、事業再開の見込みもないため、納税義務の即時消滅をしたことが要因である。

Q 合併により行政区が広がり、収納課の業務内容もふえたことによる体制上の問題から、納税者への親切丁寧な働きかけが不足しているのではないか。

A 納税案内センターが親切丁寧な催告を行い、催告事務が軽減した職員は訪問等もしながら徴収事務に当たって

おり、今後、より充実をしていきたい。

Q 国は、合併をしても地方交付税は10年間、額を変えないと言っていたが、合併をした途端に地方交付税が減ったことをどう認識しているか。

A 国は、交付税の計算方法は保障するが、額を保障するとは言っていない。交付税が減った要因の一つには、税源移譲もある。

Q 財源調整のために地方交付税と法人市民税を過少に見積もったといわれても仕方がないような大幅な見込み違いについてどう認識しているのか。

A 地方交付税も法人市民税も一生懸命情報収集しながら前年度の実績を踏まえて見積もっている。

Q 使用料及び手数料関係で、学校施設使用について、公共性があるような団体の下部組織の利用であれば減免すべきではないか。

A 地域の理解を得ながら見直しできるものは調整したい。

Q しまなみ交流館の利用状況についてどのように分析しているか。

A 収入面で多少の減少となっているものの、65%から70%の利用率ということで、まずまずの利用状況である。

Q ひろしまの森づくり事業交付金の額はどの程度か。

A 交付税の1,300万円と特認枠1,187万5,000円の合計2,487万5,000円である。

Q テレビ広報として民放へ放送委託しているが、お金を出してまで放送してもらわなくとも他の方法で広報活動はできるのではないか。

A 昭和56年から放送委託してきた効果もあって、各民放が無料で尾道を取りあげてくれるようになったと分析しているが、今後前向きに検討したい。

Q 今後レンタサイクルの自転車やターミナルを増やす予定はないか。

A ターミナルについては、本年、尾道市民センターむかいしまをターミナルとして新たに位置付けた。自転車については、すでに耐用年数を経過したものの更新をはかりながら台数の増加に努めたい。



尾道市民センターむかいしま
レンタサイクルターミナル

Q 住基カードの交付件数がふえた要因について聞きたい。

A 運転免許証を持たない方の本人確